

今後の朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

1 趣旨

現行の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和元年度末で終了を迎えることから、国は令和元年6月にまち・ひと・しごと創生基本方針2019を閣議決定し、令和2年度を開始年度とする第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、引き続き国を上げて地方創生に取り組む方針を示した。

国は地方自治体に対し、主に次の考えを示した上で、第1期地方版総合戦略の期間が終了した後も、第2期地方版総合戦略を策定し、切れ目なく地方創生に取り組むことを求めている。

- (1) 地方創生という目的が明確であり、国及び県の総合戦略を勘案した内容であること。
 - ▶ 数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなどの要件を満たしている。
- (2) 第1期地方版総合戦略の期間が終了した後も、切れ目なく地方創生の取組を進めること。
 - ▶ 総合戦略で取り組む内容は前年度までに策定しておく必要がある。
- (3) 第2期地方版総合戦略の期間は必ずしも国と同一に設定する必要はない。
 - ▶ 既に第1期総合戦略を延長している自治体もある。
- (4) 総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能である。
 - ▶ 既に、総合計画と総合戦略を一つのものとしている自治体がいくつかある。

※(3)、(4)によると、地方自治体の実情に合わせた策定が容認されている。

2 朝霞市の状況

第1期朝霞市総合戦略は、同時期に検討過程にあった第5次朝霞市総合計画前期基本計画の施策の中から人口減少の克服と地域経済の活性化に資するものを優先的に抜き出し、主な取組として位置付けたものの、朝霞市総合戦略と第5次朝霞市総合計画前期基本計画の期間には1年のずれがある。

第2期朝霞市総合戦略は国に合わせると令和元年度中に策定する必要があるが、国から新たな総合戦略が示されるのが令和元年12月頃の予定であり、この内容を踏まえて年度内に第2期朝霞市総合戦略を策定することは現実的には難しい。また、現在、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の策定作業を進めており、市の基本的計画と可能な限り内容や期間を合わせることが望ましい。

3 今後の方針(案)

- (1) 第1期朝霞市総合戦略の期間を1年延長する改訂を令和元年度に行う。
 - ▶ 成果指標の目標年度を延長するほか、国及び県の第2期総合戦略を勘案した内容へと時点修正する。
- (2) 第2期朝霞市総合戦略の施策は、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトに位置付けることなどにより、総合戦略と総合計画の統合を図る。
 - ▶ 第2期朝霞市総合戦略は、第5次朝霞市総合計画後期基本計画に合わせ令和2年度中に策定し、令和3年度開始とする。

○延長なしの場合の期間

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
(国)まち・ひと・しごと創生総合戦略	第1期					第2期					
朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略	策定-> 第1期(改訂版)					策定-> 第2期					
第5次朝霞市総合計画	策定-> 前期基本計画					策定-> 後期基本計画					

○延長した場合の期間

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
(国)まち・ひと・しごと創生総合戦略	第1期					第2期					
朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略	策定-> 第1期(改訂版) 延長->					策定-> 第2期					
第5次朝霞市総合計画	策定-> 前期基本計画					策定-> 後期基本計画					

4 延長と統合の効果

- (1) 第2期総合戦略の策定を総合計画後期基本計画の策定に合わせて取り組むことで、両計画の整合が図れるとともに、効率良く総合的に検討ができる。
- (2) 総合戦略と総合計画の期間を合わせる(1年のずれを解消する)ことで進捗管理の効率化が図られる。

5 検討の流れ(今後の想定スケジュール等)

令和元年度

令和元年 5月(済) 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会にて今後の方針を審議
 8月以降 朝霞市まち・ひと・しごと創生本部にて今後の方針を決定
 ~ 第1期総合戦略(改訂版)の庁内案検討
 審議会開催、第1期総合戦略(改訂版)の素案審議

令和2年 3月 第1期総合戦略(改訂版)の決定

令和2年度

令和2年 4月 第2期総合戦略の庁内案検討
 ~ 審議会開催、第2期総合戦略の素案審議

令和3年 3月 第2期総合戦略の決定